

デジタル臨時行政調査会（第6回）における意見

2022年12月21日

宍戸 常寿

アナログ規制の一括見直しのうち、往訪閲覧・縦覧規制、書面掲示規制及び商業登記規制（往訪閲覧・縦覧等）について、作業部会（第16回、11月30日）に参加した経緯も踏まえて、意見を述べる。

○現在デジタル庁が検討している、往訪閲覧・縦覧規制等に関する見直し方針（アナログ的規制のうちプライバシーへの配慮が必要と指摘される条項に関する見直しの基本的な方針）は、デジタルでの閲覧を可能とすることによる国民の利便性の向上と、機微な情報の加工・流用等のリスクにより求められるプライバシーへの配慮を、具体的に調整する方向性を示したものであり、適切であると考え。当該見直し方針は、今後の新規の法令の検討においてバイデザインで適用されるべきことを、政府において徹底すべきでないか。

○今後は、従来アナログで認められてきた範囲・方法の情報の公開・提供をデジタルでも実現するだけでなく、紙ベースから出発した往訪閲覧・縦覧規制等を、デジタル技術を活用してより適切な範囲・方法へバージョンアップさせていくことを、各制度の利用者と協働して検討するよう、関係府省庁に促すべきでないか。例えば許認可情報等の掲示については、消費者にプッシュ型で情報を提供したり、評価情報へのアクセスを容易にしたりすること、商業登記に限らず登記制度一般については、プライバシーとの関係で閲覧範囲が過剰であったり、それを理由に閲覧が制限されたりした点を改善することが考えられるのではないか。

○さらに、往訪閲覧・縦覧規制等に伴うプライバシーへの配慮は、まずはそれぞれの往訪閲覧・縦覧規制等の仕組みの中で個別に対応すべきであるが、いわゆる破産者マップ問題のように、それぞれの仕組みの想定を超えて情報が結合・分析・公表されるリスクについては、一般法により対応すべきものである。このような観点から、個人情報保護法及び個人情報保護委員会の役割を、プライバシー保護の方向へ強化することは、デジタル原則の実装のためにも必要であると考え。より根底的には、本調査会の第1回会合で意見を述べたとおり、デジタル社会における人格権のあり方についても議論すべきであると考え。

以上